

# 実効税率

今回は固い税金と経営計画（利益計画）のお話です。  
 利益は会社経営の要であり、そのために利益計画が経営計画のいの一の一番となります。  
 利益は法人税法で「所得」と呼ばれ、課税物件である「所得」があれば税金（法人税等）が課税されます。  
 このぐらいの利益であれば、どの程度の法人税等の額となるのか、簡単な割合があり、実効税率と呼ばれます。  
 経営計画（利益計画）においては利益（所得）に対して徴収される法人税等額がどのぐらいになるのかを算定しておくことは必須です。  
 利益金額をもとに算定される所得金額は異なりますが、ここでは同一であると仮定して話を進めます。  
 また県や市町村に納める均等割も少額なので無視しています。

## 法人税等の実効税率

- ①400万円以下の利益金額 →21.71%
- ②400万円超～800万円以下の利益金額 →23.51%
- ③800万円超（法人税1000万円以下）の利益金額 →33.88%

仮に利益額が1000万円とすると法人税等の額は下記の通り、2,486,400円となります。

- ①利益額400万円×21.71%=868,400円
- ②利益額400万円×23.51%=940,400円
- ③利益額200万円×33.88%=677,600円

経営計画（利益計画）で利益額1000万円を目標額とすると期末から2月後に納付額2,486,400円を資金計画（経営計画）に織り込みます。

利益1000万円は資金計画が堅実であれば、預金が1000万円増加します。

税金を差し引くと会社に7,513,600円の預金が増加するはずですが。

税理士の活用には二つあります。利益計画・資金計画を作るときに活用する。税金の節税策に活用する。

節税策も利益計画に織り込むのが最適です。

当事務所をふるにご活用ください！

担当者がかけ参じます。もちろん私めも。

四ヶ所十郎



こちら総務部便り

Vol.19

2021  
水無月号

## ムーンショット計画

先日、知人から「ムーンショット計画」って知ってる？と聞かれ、「知らん」とだけ返しておいたのですが、妙に気になったので調べてみました。そしたらなんと、内閣府のウェブサイトにも割と詳細に書かれているではありませんか。そして、その内容に衝撃を受けましたのでご紹介させていただきます。

### ムーンショット目標1 2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現

#### ターゲット

#### 誰もが多様な社会活動に参画できるサイバネティック・アバター 基盤

- ・2050年までに、複数の人が遠隔操作する多数のアバターとロボットを組み合わせることによって、大規模で複雑なタスクを実行するための技術を開発し、その運用等に必要な基盤を構築する。
- ・2030年までに、1つのタスクに対して、1人で10体以上のアバターを、アバター1体の場合と同等の速度、精度で操作できる技術を開発し、その運用等に必要な基盤を構築する。

注：サイバネティック・アバターは、身代わりとしてのロボットや3D映像等を示すアバターに加えて、人の身体的能力、認知能力及び知覚能力を拡張するICT技術やロボット技術を含む概念。Society 5.0時代のサイバー・フィジカル空間で自由自在に活躍するものを目指している。

#### サイバネティック・アバター生活

- ・2050年までに、望む人は誰でも身体的能力、認知能力及び知覚能力をトップレベルまで拡張できる技術を開発し、社会通念を踏まえた新しい生活様式を普及させる。
- ・2030年までに、望む人は誰でも特定のタスクに対して、身体的能力、認知能力及び知覚能力を強化できる技術を開発し、社会通念を踏まえた新しい生活様式を提案する。



ちょっとSFの世界というかドラえもんの世界が近づいて来てませんか。。？でもこれ政府の計画目標ですよ。。次号でより深く掘り下げたいと思います。

四ヶ所 直樹

## ピボットテーブルのグループ化



前回ピボットテーブルの作り方をご紹介いたしましたので、今回続けてピボットテーブルの一つの集計表をご紹介させていただきます。ピボットテーブルで集計した項目はグループ化できます。  
 [行] に [日付]、[値] に [金額] を設定します。



日付ごとの利用者人数が集計されます。ここで、[日付] のどこかの値を右クリックして、[グループ化] をクリックしましょう。



4月の毎週利用者にいくら払うか集計してみましょう。  
 先頭の値は「4月1日」、末尾の値は「4月30日」、単位は「日」、日数「7」とし、[OK] ボタンをクリックします。



4月の毎週利用者にいくら払う金額が集計されました。



皆さんもこのように自分が集計したいことをやってみてください。フウン





## 経済センサスについて

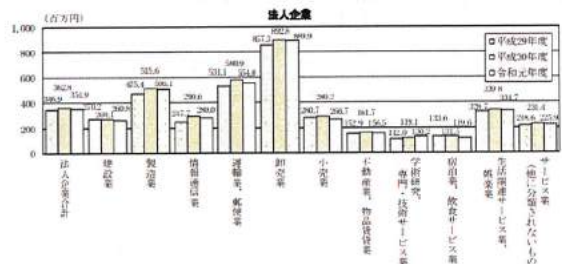


皆様のところにも総務省・経済産業省より経済センサスという活動調査書が届いているかと思いますが、この調査書は国や地方公共団体の政策立案の基礎になるだけでなく中小企業においても経営計画の基礎資料として利用されています。今回は、中小企業庁が今年の3月に公表した令和元年度決算実績の概況(一部)について書き記します。

主要項目	1企業当たり			前年度比 (%)
	平成29年度 (千円、人)	平成30年度 (千円、人)	令和元年度 (千円、人)	
売上高	171,029	179,972	176,245	▲2.1
法人企業	346,864	362,821	351,900	▲3.0
個人企業	13,475	14,100	13,821	▲2.0
経常利益	7,381	7,527	7,224	▲4.0
法人企業	12,888	13,195	12,492	▲5.3
個人企業	2,448	2,386	2,353	▲1.4
従業員数	9.2	9.2	9.1	▲1.7
法人企業	16.5	16.5	16.1	▲2.9
個人企業	2.6	2.6	2.6	0.4

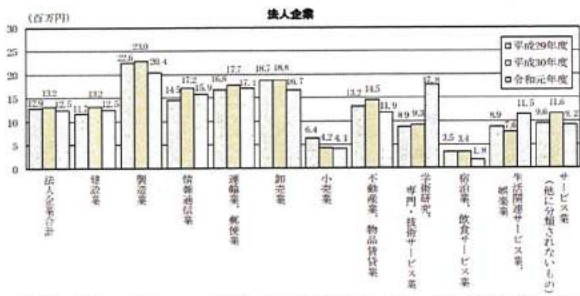
(注) 表中で表示されている前年の数値は前年度比は表中の数値で計算する場合と一致しない場合があります。

中小企業(法人企業・個人企業別)の1企業当たりの売上高(産業大分類別)



中小企業全体で売上高、経常利益、従業員数ともに平成30年度比でマイナスになっています。また、1企業当たりの売上高の産業大分類別を見ると売上高がプラスになっているのは学術研究、専門・技術サービス業のみのようです。

中小企業(法人企業・個人企業別)の1企業当たりの経常利益(産業大分類別)



続いて、1企業当たりの経常利益のグラフですが、売上がプラスだった学術研究、専門・技術サービス業は経常利益も伸びています。また、生活関連サービス業、娯楽業の売上は前年度比マイナスでしたが、経常利益は伸びています。要因は何だったのか探る必要があります。

このように同業種や異業種の動向を数字で掴むことで自社との比較や事業展開には最適なデータではないでしょうか。

【中小企業庁 令和2年中小企業実態基本調査(速報)より転載】

～前問～

1・インボイス制度とは  
事業者は、課税売上げに係る消費税から課税仕入れに係る消費税を控除して消費税の納付金額を計算します。この課税仕入れ等に係る消費税を控除することを「仕入税額控除」といいます。現行の制度においては仕入先が課税事業者か免税事業者かに関わらず、すべての課税仕入れに対して一律に消費税が課税されているものとして仕入税額控除を行っています。ここでの問題点として仕入先の免税事業者は預かった消費税を納めていないにも関わらず仕入税額控除の対象としていたため、国に納められていない消費税が仕入税額控除として控除されていることになるため、消費税の計算に歪みが生じていることとなります。

そこで今回の改正により、税務署長に申請をして登録を受けた課税事業者である適格請求書発行者が交付する「適格請求書(インボイス)」の保存がある場合に限り仕入税額控除が可能となります。事業者としては仕入税額控除が適用できないと納付する消費税が増加することとなるため、インボイスを発行できない免税事業者との取引が回避される可能性があることから、免税事業者にとっては適格請求書発行者となるため課税事業者になるかどうかの判断を検討する必要があります。

2・適格請求書発行者の登録  
インボイスを交付できるのは適格請求書発行者に限られます。当該事業者になるためには税務署長に登録申請書を提出して事前に登録を受けておく必要がありますが、この登録は課税事業者でなければ受けることができません。免税事業者は一定の手続により課税事業者になることで適格請求書発行者になることは可能ですが、当該事業者となった場合には今後免税事業者の要件である基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合においても免税事業者とはならず、消費税の納税義務が生じることとなります。

3・免税事業者の登録手続き  
免税事業者が適格請求書発行者の登録を受けるためには、原則として登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。ただしインボイス制度が開始される令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

4・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置  
適格請求書保存方式の導入後は免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除を行うことができませんが、下記期間については経過措置として一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

・令和5年10月1日～令和8年9月30日まで 仕入税額相当額の80%  
・令和8年10月1日～令和11年9月30日まで 仕入税額相当額の50%



辻直英

## コロナ禍での成長

Part2

先月号では、コロナになりPayPayを始めたことを書きましたが、今更ですがメルカリも始めました。

今まで興味はあったのですが、時間もなくて面倒くさそうで、なかなか出来ずいました。土曜・日曜は、子供の用事で平日の仕事より忙しい日々を過ごしていましたが、コロナによる緊急事態宣言で、公共のスポーツ施設の使用ができないため息子の試合も中止になり、時間ができたので思い切ってやってみることにしたのです。



出品するのは、主に子供たちの小さくなって着れなくなった服です。スマホにメルカリのアプリをインストールして、メルカリのやり方を勉強?し、早速出品。値段をいくらにするかが一番考えるところです。出品者が送料も負担したほうが売れやすいとのことで送料込みの値段を付けないといけません。また、販売価格の10%をメルカリ手数料として差し引かれます。2,000円で値段をつけると手数料差し引いて1,800円。これから送料も引かれて、入金になります。これが利益です。利益が出るようにするためには、なるべく送料がかからないように送料の安い方法で送らないといけません。

出品したものが売れるように、写真も考えて撮らないといけなし、なかなか売れないときは値下げもしないといけなし、まさに個人事業主になった気分です。取引は、スマホでのメッセージのみです。ニックネームで出品しますし、品物を送るときも匿名で大丈夫です。名前や住所が表示されることなく、コンビニでQRコードで送れるというアナログ人間だった私は、驚くばかりです。

「習うより慣れろ」で、本当に便利で簡単にできます。4月から始めてますが、最近では、販売金額が〇〇円で手数料・送料引いて〇〇円入金になる!! いくら利益かと考えるのが楽しいです。ここでふと、職業病で、確定申告は?と考えてしまいました。私は給与所得者ですので、給与以外の副収入による所得が年間20万を超える場合は、確定申告が必要になります。が、所得税法では生活用品の不用品の売却は非課税とされていますし、営利目的ではないと判断されれば非課税です。が、その前に、所得(利益)が年間20万を超えることはないと思いますけどね(笑)

～北原～

